

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十月四日奈良県指令高土第三一―一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年四月七日高土第九五五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年四月七日高土第三九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市尺土一八二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東九条町一二五番地の一

有限会社ウエムラ 代表取締役 上村正之

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市尺土一八二番一の一部